【富山県】

制	度	名	支	援	条	件	等	支	援	内	容	担当課	問い合わせ先 電 話 番 号
	間地域 足進事		(2)地域要 A 県内 B 「地	自治振興会、地域運 件:次の A、B を満た 内の中山間地域に位 域の話し合い」をきっ があること	-すもの 置すること			けた記 係る地 負担	₹:地域の未来(もし合いやアクシ 対づくりの専門 1地域当たり 40	/ョンプランの領 引家の派遣費用	度定に		
	<u>間地域</u> ジ支援 §		支援①②③ ④⑤⑥⑦ 80 後のである (1) 乗業住がでの (1) 乗業住がでの (1) 乗業性がでの (1) 乗業性がでの (1) もの	:中山間地域に位置とする取組み: 品開発、販路開拓(支援サービス(コミノ 支援を直接の支援(伝統芸 を生産者の支援(要を活動の促進でを ができるででは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	特産品の開発、原 能や祭り継承・名 ニティバスの仕組 作業の支援シス 業の指導、農地 調査、住居の 調査、住居の 調査 る地域の 関係 等) ほす取組(地域主	販路の開拓 等) 复活 等) 組み作り、高齢者 (テム作り) の斡旋 等) 旋 等) 注決の取り組み(電	宅への見 電子回覧	3 年間 知事特認 最大 3	上限 25 万円(5 松枠:上限 50 万 年間	「円(定額)/地口	丞/年×	中山間地域対策課	076-444-9607
	県まちた 化応援 <u>業</u>		は除く)	者:個人または任意 事業:まちなか活性(づくり会社	の上乗	・限度額:県 1/ €せ可) 象経費:ソフトヨ			経営支援課	076-444-3253

【富山市】

制	度	名	支	援	条	件	等	支	援	内	容	担当課	問い合わせ先 電 話 番 号
富山市 推進事	<u>「空き家育</u> 事業	再生等	空き家を改作する場合	多、除却し地域	詳題の解 決	に資する用	途に活用	/件)	建物取得費を含む) 4/5(限度額 160 1		500 万円		
富山市 談支援	<u>「空き家</u> 爰事業	<u>事前相</u>	_	惑を被った・被 る方のうち、問 行う場合	-			相談費用 年3回ま	月の 1/2(相談 1 回 にで。)	あたりの限度額 5	千円。		076-443-2113
	「老朽危」 徐却事業	険空き		その敷地外に被 を除却する場合		⁻ おそれのあ	る老朽危	除却工事	写費の 1/2(限度額	50 万円)			
	<u>fまちなか</u> を援事業	<u> 住宅</u>	まちなかにま 場合	らいて、住宅(ロ	中古住宅含	いを取得した	居住する	金融機関	別からの借入額の3	8%(限度額 50 万	円/戸)	居住政策課	
	7公共交 7得支援			線居住推進補 (中古住宅含む				金融機関 上乗せあ	引からの借入額の 3 5り)	%(限度額 30 万	円/戸、		
	<u> </u>	ハリフォ		らいて、中古住 に住宅をリフォ			は世帯員	100 万円	以上の工事費の 1	0%(限度額 30 万	5円)		076-443-2112
	うる うる うる うる うる うる うる うる うる うる うる うる うる う		-	線居住推進補 収得または世春				100 万円	以上の工事費の 1	0%(限度額 30 万	5円)		

【高岡市】

制度	名	支	援	条	件	等	支	援	内	容	担当課	問い合わせ先 電 話 番 号
高岡市空き家 援事業	除却支	老朽危险	食空き家除却支	が老朽空き家の 接事業 業(非課税世帯		助	•		/2、限度額:50 /3、限度額:20			
高岡市まちな家除却支援事		却費用を 補助金加	補助(除却後の 口算あり)	也区除く)での旧 D土地を空き家 昭和 56 年 5 月	バンクに登録し	た場合の	限度額:20		/3 空き家・空き地 補助金の加算			
<u>たかおか暮ら</u> 事業(中古住5 古マンション)				5住宅、中古マン ターン、子育て			の 5%	ちなか 50 万円	_くは金融機関]∕戸、まちなか			
たかおか暮ら 事業(リフォー				夏改修に伴うリン リフォームを行う				†象リフォーム費 ∱ 20 万円/戸	きの 1/3			
たかおか暮ら				妾土地の購入の 土地上の空き家		_ _		锋生地の購入 ちなか 30 万円	.費]、まちなか以 <i>タ</i>	┞10万	建築政策課	0766-30-7291
たかおか暮ら 事業(隣接土地 空き家等除却	也上の	の除却約	E費及び除却に	ナる隣接土地上 伴う隣家の側壁 事業の補助を登	壁補修費の補助	ħ	補助額:対	†象事業費の 1	/3、限度額:20	万円		
高岡市空き家 住宅取得支援			. —	地情報バンクの 新婚世帯のい ⁻		入の補助	補助額:物限度額:20	別件の購入費の)万円	5%			
高岡市空き家 援事業	<u>改修支</u>			き家(古民家)i L居住かつ高岡		5 年以内	補助額:対限度額:10	†象リフォーム費 00 万円	きの 2/3			
高岡市空き家 用支援事業	<u>賃貸活</u>	要な改修		E用の賃貸物件 を実施するもの		ために必	限度額:20 被災者(一	部損壊以上の †象リフォーム費	判定)が入居す	る場合		

高岡市まちぐるみ空 き家対策危険防止支 援事業 内容:管理不全な空家等の周囲への危険等を回避するためのエ

事に対する支援

対象:管理不全な状態の空家等が存する地域の自治会

補助額:対象工事費の 9/10

限度額:40 万円

【射水市】

制	度	名	支	援	条	件	等	支	援	内	容	担当課	問い合わせ先 電 話 番 号
<u>射水市</u> 支援事	<u>市空き家</u> 事業	<u>対策</u>		等の解体に	等の解体を促こ要する経費(② 老朽空	き家の解体費用()) (険空き家等隣接	費用の 4/5(限度額 5 の 1/2(限度額 25 万f 空き家解体費用の 1/	円)	建築住宅課	0766-51-6683
得支持	ト指定宅 爰助成制 「報バン・	度(空	有者が3		ンクに登録し [*] している市街]を助成			補助額:2,6	600 円/㎡(限度額	額 60 万円)			
	市空き家 ・・ル支援		むね3年 賃借し、」 ②伝統的家 の者で市 年以上居	以上利活用 必要な改修 を屋型 富山 内に居住し はするため	けの賃貸住5 するため、空等に係る経費 ・県外から県内 ・、住所を有すり、、伝統的家屋	家等を取得し の一部を補助 内に移住しているものがおま を取得し、又	、又は 助。 5年以内 3むね5	- 補助額:対	象工事費の 2/3(上限 100 万円)		観光まちづ くり課	0766-51-6676
	「住まい 【空き』 【 <u>なき</u>		宅(専用領補助。空	住宅又は併き家バンク	家を購入し、自 用住宅)として 登録や、市外: 人数など該当	で利活用する からの移住、	者への 若者・子		F度能登半島地震	により住宅が損傷を とされた方の場合は			

【魚津市】

制	度	名	支	援	条	件	等	支	援	内	容	担当課	問い合わせ先 電 話 番 号
	居住誘導取得支持		住宅 ②居住	予定者等が居(を取得 誘導区域外のi 上の住宅を取?	市民が居住誘				の 4%(上限 100 万の 4%(上限 50 万円				
	i子育で :宅取得		※子育 ※新婚 ※新生 ※新生	・育で・新婚世界 て世帯 中学 世帯 婚姻 活応援世帯 A 令和6年3月1 夫婦ともに 39 所 活応援世帯 B 令和6年3月1 夫婦ともに 29 所	3年生以下の	子どもがいる 夫婦 くてを満たすせ 計 帯所得 500 ア てを満たすせ	家庭 世帯 5円未満 世帯	2 生活応持 3 生活応持	新婚世帯の場合 - 爰世帯 A の場合 - 爰世帯 B の場合 - 補助額の上限は、	−律 80 万円 −律 110 万円	o		
	危険老 策支援事		対象: 以 個 評	t険老朽空き家 l下のすべてを l人の一戸建て 「点 90 点以上 「内に本社、支	満たす空家 の居住用の3	空家	*	限度額 10 50 居住誘 連棟空 連棟空	4体費用の 1/3) 万円(90 点以上 1) 万円(150 点以上) 導区以内の加算 ・ 家を同時に解体する 家を同時に解体する 上限 50 万円) 一律 10 万円 る場合は加算 一		都市計画課	0765-23-1031
	空家家原 分補助		処	図家バンクに登録 日分費を補助 「内に本社、支				補助額:処	₾分費の 1/2 上限	10 万円			
魚津市 ム支援	<u>空家リフ</u> 事業	<u>'オー</u>	IJ	3家バンクに登録 フォーム費用を 5内に本社、支	補助			購入者 購入者	フォーム費の 1/2 が自ら居住する場合 が自ら事業所等を 導区域内は上限額	開設する場合 上	限 80 万円		
空家等	対策地 ^均 助金	或活	地域振	興会が行う、発	生抑制等に要	要する活動費	を補助	補助額:流	舌動費用の 10/10(_	上限 10 万円)			

100 円空き家バンク 内容:市場性が低い空き家を、状態が悪化する前に定客 事業 100 円で売買する制度	補助額:空家所有者 不動産仲介費用等(定額 20 万円) 空家取得者 所有権移転登記費用等(定額 50 万円)	
--	---	--

【氷見市】

制	度	名	支	援	条	件	等	支	援	内	容	担当課	問い合わせ先 電 話 番 号
<u>まちな</u> <u>業</u>	か居住っ	支援事		た者への土地	居住している [‡] む取得支援補			①±:	也の売買契約書に 地購入者 限度額 地売却者 限度額		の 1/2		
<u>氷見市</u> 家対策	<u>5危険老</u> <u>策事業</u>	<u>朽空き</u>	対象区 対象空	-						豊用の 2/3(限度額 の 2/3(限度額 30			
<u>空き家</u> 援事業	₹優良物 <u>′</u> <u>≰</u>	件化支			のリフォーム: 者に対して賃				フォーム費用等 <i>の</i> 限度額 300 万円)) 1/2			
定住仍 賃補助	足進賃貸 力事業	住宅家		E者で住宅を 者に家賃の-	賃借している -部を助成	もので、一定	の要件を	補助額:最	大 2 万円/月(最	大 2 年間)			
定住マ	マイホー <i>』</i> 前助金	<u>ム取得</u>		可の者または 費を補助	転入者が自ら	居住するため	めの住宅	1/	宅取得費用の 1/ 2〈中古:土地価格 を件により最大 14			移住定住推 進課	0766-74-8190
住宅リ補助金	<u> フォー<i>ム</i></u> <u>き</u>	<u>文援</u>	②三世		を取得した場で こめにリフォー 用を補助			1	フォーム費用の 1 限度額 100 万円 限度額 50 万円				
	マイス (マイス) マイス				家活用ニーズ :なる取組みへ		後の空		象工事費の 2/3 象経費の 1/3(上	(上限 100 万円) 限 20 万円)等			
空き家 録奨瓦	で情報バ	ンク登	て登録し		空き家情報/ 登録後に移住 金を交付				録奨励金 2万P 約奨励金 3万P				
仲介手家バン	手数料OF シ <u>ク</u>	円 <u>空き</u>	が成立	した際、仲介	万円以下の3 手数料を取引 引業者に対し	業者が受け	取らない		ンク登録時 10 7 約時 20 7	万円 万円			
	:か <u>空き店</u> を援事業				店舗等を活用 骨費等の初期			補助額:対	象経費の 1/2(上	限 200 万円)		商工観光課	0766-74-8105

【滑川市】

制度	名	支援	条	件	等	支	援	内	容	担当課	問い合わせ先 電 話 番 号
市街地空き き家活用支 業		内容:市内の対象 DIC 売業等の店舗創業 DID 地区…人口集		家を活用した、名	各種商品小	費の ②建物) 1/2(限度額]の賃貸の場合	の場合:取得費 100 万円) 合:賃借料の 1/ ごれ限度額 50	2、改	商工企画課	076-475-1431
<u>まちなか居</u> <u>進事業</u>	<u>住推</u>) 地区内に、地区外から たして居住した場合に初		古住宅の	補助額:銀万円)	限行からの借 <i>り</i>	人金の 3%(限)	度額 50	公民連携課	076-475-1528
滑川市危防空き家対策 滑川市危防空き家除却事業	事業	<u> </u>		にかかる費用に	対して補助	補助額:魚	解体費用の 1 //	2(上限 70 万円	9)		
滑川市隣地 支援事業	<u>地統合</u>	地に隣接する空き家だ一部を補助するとと宅をは、次のの所のの合うでは、次のの所で、一切が、大きないが、は、大きないが、は、大きないが、は、大きないが、は、大きないが、は、大きないが、は、は、大きないが、は、大きないが、ないが、ないでは、は、は、は、は、ないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	れない者 ついずれにも該当するこ 也が別図に定める区域に 主宅密集地と認められた 、、隣地統合する前のま するものであること	者に、統合に必要 家の適正管理、利 ない空き家の解 人も可) とけた者) と 内にあること い場合を除く 地がそれぞれ異	な経費の川活用又は消を図る	捨て) ・上限額: ・補助金の	50 万円	以内(1,000 円き か対象者 1 人に		都市計画課	076-475-1453

1年以上、居住の用に供していない住宅の除却であること	減免となる期間:空き家除却後、住宅用地特例が適用されなくなった年度から3年間減免額:空き家除却後の土地に係る税額と住宅用地特例があるものとみなして算出した税額との差額	税務課	076-475-1273
----------------------------	---	-----	--------------

【黒部市】

制	度	名	支	援	条	件	等	支	援	内	容	担当課	問い合わせ先 電 話 番 号
			居者	5外からの車 が中古住宅 一部を補助	を取得する								
<u>黒部市</u> 補助事	ī <u>住宅取</u> <u>ī業</u>	<u>得支援</u>	-	告】 -に1年以上 宅を取得す		た転入者な	が市内	②市が指定 沿線」区 ③若年世帯 ④子育て世	でする「まちなか(居住 域の場合、10 万円補 (40 歳未満)の場合	、20 万円補助 -がいる世帯)の場合、	または「地鉄		
			住宅	伝居者】 ○取得のため ○300 万円り		-		_	。 (40 歳未満)の場合	、20 万円加算 -がいる世帯)の場合、	10 万円加算		
	<u>ī空家情</u> 促進補 <u>፤</u>			空家情報バン を行った場		√て売買・賃	賃貸借	金額(上版 居住誘導 ②賃貸借契]の場合:空家の売買 艮 10 万円) 韓区域内の空家の所 契約の場合:空家の↑]の金額(上限 10 万		都市計画課	0765-54-2647	
	老朽危 援事業			を朽危険空 かる費用に			の解体	補助額:解	体工事に要する費用	の2分の1(上限50	万円)		
	【リフォーム補助金】 内容:空家情報バンクに登録された空家等の 修及び修繕にかかる費用に対して助成 【家財処分補助金】 内容:バンクに登録されている空家等の家財 具等の処分にかかる経費に対して助成							50 万円、居 【家財処分	象となるリフォームエ 住誘導区域内の空				
-	で家情 報奨金	報バン		2家情報バン した場合、何						内) レ契約額に応じ、報奨	金を加算、最		

【砺波市】

制	度	名	支	援	条	件	等	支	援	内	容	担当課	問い合わせ先 電 話 番 号
	定住促進空 事業(購入・			き家情報バンクに の改修に要した経	· -	いる物件を購入し	、その	※三世・は、3	代同居・近居する	1/2(限度額 50 るために改修す /4(限度額 同居)	る場合	市民生活課	0763-33-1372
	定住促進空 事業(家賃			き家情報バンクに を補助	登録されて	ハる物件を賃貸す	する者の	補助額 万円		2×3 年間(限度	額 1		
	5用型福祉 補助金事業		は障 [:] 対象:富	き家バンクに登録 害者福祉施設等に 山型デイサービス 賃害者グループホ・	こ改修する場 ス、小規模多	合の経費の一部 機能型居宅介護	を補助	補助額	:限度額 400 万	The state of the s		高齢介護課	0763-33-1328
	捕再生みん 事業補助会		クに登 合、そ 対象:中	心市街地の空き 登録されている物代れに要した経費を 心市街地(砺波駅 ない店舗又は、空	牛を改修して 全補助 R周辺)の道記	店舗として使用す	お場に用され	補助額	: 改修等経費の	1/2(限度額 200	万円)	商工観光課	0763-33-1392

【小矢部市】

制度	名	支	援	条	件	等	支	援	内	容	担当課	問い合わせ先 電 話 番 号
小矢部市定住 取得助成金	促進住宅	ームエ ※新た	記を建築もしくは取事した場合 に住宅を取得しり 成金範囲内で対象	フォームを行う	5場合のリフォー		10 万F ②新婚(3 年以内)して 円×児童数(中 5 年以内)で耶 : 児童数(中学	字生以下)} 双得{100 万円			
小矢部市空き 情報バンク活用 業助成金(登録	月促進事	対象:①算 場合、 対象:②位 に助成 対象:③詞	家財道具等処分費	会:賃貸借契約 成金:売買契約 遺助成金:空き	が成立した場合家・空き地情報/	、売却額	額 5 万補助額:(①賃料(1年間5円) ②建物売買代5万円)	金の 1/10 以	内(限		
小矢部市空き	月促進事	係る費 内容:空き 対象:①覧 場合、	・売買契約をされ、 用を助成 を家バンク利用者、 賃貸借促進助成金 家賃に助成	支援 ॓:賃貸借契約	成立後、1年間月	居住した	(限度: 補助額:(額 10)	額 10 万円) ①賃料(1年間 万円)	引)の 1/5 以内	(限度	定住支援課	0766-67-1760 (代表)
業助成金(利用 小矢部市空き) 活用リフォーム	家バンク	に助成 内容:空さ 合 対象:市区	を家バンクに登録(内業者を利用した	のある物件を則 対象工事費 50	購入し、リフォー。) 万円以上のリコ	ムした場フォーム	度額1	②建物売買代 0万円) 対象工事費の 円)				
小矢部市空き 進事業補助金		設の用	可地縁団体が実施 途に 10 年以上沿 ∶認可地縁団体					市内の業者が 対修工事の 1/				
<u>まちなか等振</u> 助金	型事業補	ルの支 対象:都市 地を利	5街の空き店舗・3 援 5計画用途地域内 用して新規出店す ている店舗をリニュ	N又は隣接地で トる人、市内で	ご空き店舗等また 10 年以上継続	とは空き	•新規出 店舗等 店舗等	対象経費の 1 店 等の取得を伴う 等の取得を伴う 借料 60 万円 舗リニューアノ	5場合 200 万円 わない場合 14		商工立地 振興課	

小矢部市社員寮用空き 家バンク活用リフォーム 事業補助金	内容: 空き家バンクに登録のある物件を購入又は賃借し、リフォームした場合 対象: 市内業者を利用した対象工事費 50 万円以上のリフォーム	補助額:対象工事費の 1/2 以内(限度額 100 万円)		
小矢部市老朽危険空き 家除却支援事業	内容: 老朽危険空き家の除却費用の補助 対象: 戸建住宅、老朽度判定で 100 点以上、周辺への危険度判 定基準を満たすもの	補助額:除却費用の 1/2(上限 50 万円)	都市建設課	

【南砺市】

制	度	名	支	援	条	件	等	支	援	内	容	担当課	問い合わせ先 電 話 番 号					
南砺市	ī定住奨 <u>ſ</u>	动金	-	宅を新たに取役:同居する既存	导した場合 住宅をリフォー♪	ムする場合		中古:報 ②持古:報 ③リフォー 加算:市内 東三指報 要励金額	「築:補助率 5/1 前助率 1/10・限原 「築:補助率 5/1 前数率 1/10・限原 がは 1/10・限原 がは 1/5 では 1/5	万円、) 2 倍)								
活用促	5空き家/ 3進事業社 登録者支	甫助金	対象:①賃 間の賃信 対象:②売 対象:③登 を補助、	昔料を受領した。 却成立補助金: 録促進補助金(建物診断及び[金:賃貸借契約	後、売買代金を 『財道具等の処 払った代金を褚	補助 :分経費 輔助)	補助額:②	経費の 1/10 以経費の 1/2 以	内(限度額 5 万) 以内(限度額 10 2 内(限度額各 10	万円)	南砺で暮らしません課	0763-23-2037					
活用促	i空き家/ 選進事業複 登録者支	甫助金	して登録 内容:空き 対象:①購 助						して登録する物件の増築、改修に支払った代金を補助) 容:空き家バンク利用登録者支援 象:①購入住宅改修等補助金:購入住宅の改修工事費用を補 補助額						内(限度額 100 元 内(限度額 50 元 内(限度額 100 元 で施工の場合 内(限度額 24 万	i円) 5円)		
	ī老朽危[除却支援[内容:老朽: 対象:①区: ②空: ②空:	危険空き家の隊域:市内全域 き家:木造戸住:	同の負責料相当 余却費用の補助 宅、評点 100 点 以前の木造家屋	以上の不良住:		補助額:隊	除却費用の 1/20	ペ(限度額 24 万 限度額 50 万円 限度額 30 万円)							

南砺市空き家バンク 活用促進事業補助金 (協定業者支援)	空き家バンクに登録された建物で賃貸借契約を成立させた協定 業者	奨励額:5万円(1物件につき1回のみ)	
南砺市県外転入者空	内容: 県外から県内へ移住して 5 年以内の者が行う概ね築 30	補助額:50 万円以上の対象工事費の 2/3(上限	
き家改修支援補助金	年の空き家改修工事に助成	100 万円)	

【舟橋村】

制	度	名	支	援	条	件	等	支	援	内	容	担当課	問い合わせ先 電 話 番 号
老朽化空	≌き家等除去支	援事業	内容:老 経費を		な空き家住室	宅等の除去に	こ要した	補助額:	補助対象経費の 2	分の 1(上限	100 万円)	生活環境課	076-464-1121

【上市町】

制度名	支	援	条	件	等	支	援	内	容	担当課	問い合わせ先 電 話 番 号
上市町若年・子育て世 帯定住促進事業	40 歳ぇ 下の子	未満で配偶 子供がいるt	80 歳未満の 者のいない† 世帯が住宅を 古住宅を含む	世帯又は中 を新築・増築	学生以 •改			引(中古住宅の場合半額 人当たり 20 万円を加算			
上市町住宅リフォーム 助成事業	内容:住 助	宅・空き家の	のリフォーム	に要した経費	貴を補	補助額:	リフォーム対象経費	費×10%(上限 10 万円))		
<u>上市町空家解消特別</u> 推進事業		_	無償で登録る				相続等手続費(含、50 万円		
上市町ゼロエネルギー住宅等推進事業	陽光系	発電装置若し	が金の交付を しくは蓄電池 □対して補助				対象経費-国等 住宅の場合に ②蓄電池付太陽光 設置対象経費× 3太陽光発電装置	金の交付を受けた者 の補助金(上限 50 万F は上限 25 万円) は発電装置を設置した者 く10%(上限 25 万円) はを設置した者 く10%(上限 10 万円)		建設課	076-472-2477
上市町危険老朽空家 対策事業	内容:空	家の所有者	の除却に要	した経費を	補助	補助額:	除却費×50%(上限	50 万円)			
上市町危険老朽空家 対策事業	内容:空	家の寄付を	受けて町が	除却							
上市町空家相談会			図家に関する 専門家により								
上市町県外転入者空 家改修事業		外からの転 住む場合に	入者が空家 二補助	である古民	家を改	補助額:	対象工事費×2/3	(上限 100 万円)			

【立山町】

制	度	名	支	援	条	件	等	支	援	内	容	担当課	問い合わせ先 電 話 番 号
定住促	進事業	補助金	住宅を取得	またはリフォー	ムした場合に費	性化を図るため 費用の一部を助 を締結またはり	成する。		ント(たてポカー ′ント+要件につき	ドポイント) ・加算(最大 110	万円)		
	情報バン -家財処が 前助金		立した場 のに要す 対象者:空	合、対象物件の る経費を補助で)所有者が屋内 ける。 利用登録者と(契約又は賃貸割の家財道具を の家財が成約し	処分する	補助額:幼	処分費用の 2/3	(上限 20 万円)		企画政策課	076-462-9980
新婚世 事業補	<u> </u>	<u>舌支援</u>	又は貸借	する際の経費	及び引越費用の	を住宅を取得、! の一部を助成す 得 500 万円未え	る。	上限 6	Iにおける年齢か 0 万円 U外 上限 30 万	「夫婦共に 29 歳 円	以下		
<u>空き家</u> 補助金	· <u>除却支持</u>	爰事業	対象:①区 ⁵ ②空電 空電	或:町内全域 き不良住宅:不	使用かつ評点	却に要した経費 100 点以上の7 10 年以上自治:	下良住宅	補助額:[徐却費用の 1/2	(限度額 500 千円	1)	建設課	076-462-9976

【入善町】

制	度	名	支	援	条	件	等	支	援	内	容	担当課	問い合わせ先 電 話 番 号
			「空 賃貸	昔促進補助金 き家バンク」に 貸借契約をし、貸 主に交付しまで	賃借者の住定			補助額:年	間家賃の 1/2 以内				
			「空き 住宅 (購 <i>入</i>	売却促進補助会 家バンク」に登 の売買契約がり 、者が売買契約 ります)	録した住宅で 成立した売り主	Eに交付しま	す	補助額:売	買価格の 1/2 以戸				
			「空き 宅地・ (購入	売却促進補助会 で家バンク」に登 の売買契約がり 、者が売買契約 ります)	録した宅地で 成立した売り主	Eに交付しま	す	補助額:売	買価格の 1/2 以戸	内(上限 5 万円)			
	入善町空き家バン ク活用促進事業		「空き	住宅改修等補助 家バンク」に登 要な住宅改修な	録された住宅			※町外車 ※中学 ※里山 ^は	修等に要した費用 転入世帯は 10 万F 3 年生以下の子育 地域で小学生 6 年 50 万円を加算	と加算	住まい・まち づくり課	0765-72-3841	
			「空きる人」	購入補助金 家バンク」に登 こ交付します 買契約締結後、				※町外 [‡] ※中学 ※里山 [‡] 帯は	地域で小学生 6 年 50 万円を加算 加算 改修等に要し		養育する世		
			「空きる人」	購入補助金 ・家バンク」に登 こ交付します 買契約締結後、				※町外草 ※中学 ※里山 [‡]	入価格の 1/2 以内 転入世帯は 30 万F 3 年生以下の子育 地域で小学生 6 年 50 万円を加算				

	(7)老朽危険家屋解体補助金 「空き家バンク」に住宅解体後の跡地を登録することを 条件に、老朽化した住宅等を解体する空き家の所有者	補助額:①倒壊危険度ランクIII 解体費用の 1/3 以内(上限 60 万円) ※付属屋(上限 10 万円)	
	に交付します (町職員が調査をして、危険性が認められた住宅の場 合に限ります)	補助額:②倒壊危険度ランクIV 解体費用の 1/3 以内(上限 100 万円) ※付属屋(上限 20 万円)	
	(8)老朽危険家屋解体促進支援補助金 (7)の解体補助金を活用してランク3又はランク4の老朽 危険空き家を解体した跡地における住宅用地特例解 除後の固定資産税の差額分について、解体した翌年 から3年間、跡地の所有者に対して交付します	補助額:住宅用地特例解除後の固定資産税の差額 (解体後の翌年度課税分から3年間)	
入善町空き家活用 新規創業応援事 業補助金	空き家バンクに登録された空き家を活用して、新規創業する者に対し、内外装の改修や備品購入などの初期投資に 要する経費について助成します	補助額:初期投資経費の3分の1以内(上限100万円)	

【朝日町】

制度	名	支	援	条	件	等	支	援	内	容	担当課	問い合わせ先 電 話 番 号
	42.10	②中古住宅	底地を同時に取	-ム(旧制度:R0	、宅地所得費を初 05.09.30 迄) 主宅のリフォーム		補助額:取 低い額 ・一般†	文得費等の 10 ⁰ 世帯 20 万円	(上限 50 万円) %又は次のいす ・転入世帯 12 ・同居世帯 170	ボれか :0 万円		
<u>朝日町住宅取</u> <u>進事業</u>	<u> </u>		の購入・リフォー 購入費、町内業		05.01.01~) 主宅のリフォー <i>ム</i>	ふ費を補助	低い額 ・一般† ・近居世 世帯構成 ・若年者	世帯 20 万円 世帯 70 万円 による加算金	%又は次のいす ・転入世帯 12 ・同居世帯 120 (上限:100 万円 ・未成年 25 万	0 万円 0 万円 1)	建設課	0765-83-1100
朝日町賃貸住 賃補助事業	<u>宅家</u>		バンクに登録さ し、家賃の一部		借りた転入世帯 を付	、新婚世	補助額:月	額賃料の 50	%(最高 2 万円	/月)		(代表)
朝日町老朽危屋等撤去促進		対象:①区均	危険家屋の解体 或∶町内全域 居住及び使用さ		8、店舗、事務所	、倉庫等	補助額:角円)	翼体費用の 1/2	2 以内(限度額	住民・子ども課		
朝日町商業等 ップ事業	<u>魅力ア</u>	を改装し	起業する事業者	又は既存店舗の	こ改装若しくは空 のリニューアルに 怪費の一部を補助	二対して、		/2、上限:100 する場合は 20	万円(中心市街 0 万円)	市地等		
朝日町サテライス ス誘致事業 (お試しサテラ フィス等運営事	甫助金 イトオ	_			ナフィス等を運営 通信費等を補助				1/2(上限 6 万F 台月〜12ヵ月間	円/月)	商工観光課	
空き家利活用: 事業	モデル	スペース等		めに必要なリフ	トオフィスやコワ フォームを行い、 成するもの。		補助額:コ	□事費の 1/2(.	上限 150 万円)		住民・子ども 課、 移住定住拠 点施設 こす	0765-83-1100 (代表)、
<u>空き家改修費</u> 業	補助事				なったリフォー <i>L</i> 移住・定住につ		補助額:コ	に事費の 1/2(.	上限 50 万円)		点施設 こ9 ぎ家(受託 事業者:	0765-83-3453

<u>空き家家財道具等処</u> 分費補助事業

空き家情報バンクを通じ賃貸または売買の契約が成立した物件の 所有者に対し、家財道具等を処分する際の費用を助成するもの。

補助額:補助対象経費の 1/2(上限 10 万円)

NPO 法人コ クリエ)